

4 - 4 生活福祉

(1) 生活保護

生活保護法に基づいて実施される保護は、生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

被保護世帯数(世帯類型別)

| 年度 | □高齢者世帯 | □母子世帯 | □傷病・障害者世帯 | □その他の世帯 | |
|-----|--------|-------|-----------|---------|-----------|
| H24 | 15,438 | 2,096 | 10,531 | 8,671 | 36,735 世帯 |
| H25 | 16,490 | 2,182 | 10,468 | 8,531 | 37,670 世帯 |
| H26 | 17,488 | 2,155 | 10,269 | 7,970 | 37,883 世帯 |
| H27 | 18,433 | 2,135 | 10,089 | 7,548 | 38,205 世帯 |
| H28 | 19,124 | 2,064 | 9,761 | 7,366 | 38,314 世帯 |
| H29 | 19,701 | 1,926 | 9,502 | 7,208 | 38,337 世帯 |
| H30 | 20,060 | 1,814 | 9,367 | 6,889 | 38,130 世帯 |
| R1 | 20,258 | 1,706 | 9,450 | 6,649 | 38,062 世帯 |
| R2 | 20,337 | 1,647 | 9,492 | 6,832 | 38,307 世帯 |
| R3 | 20,433 | 1,534 | 9,515 | 6,825 | 38,306 世帯 |
| R4 | 20,292 | 1,455 | 9,589 | 6,786 | 38,121 世帯 |

世帯(年度平均)

(注) ①停止中の世帯は含まない ②世帯数は年度平均を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある

1. 保護の原則

- (1) 保護は、要保護者（保護を必要とする状態にある人）やその扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。
- (2) 保護は、要保護者に対して厚生労働大臣の定める基準のうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
- (3) 保護は、要保護者の年齢・健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して行われます。
- (4) 保護は、世帯を単位として行われます。

2. 保護の実施機関

保護の申請は、要保護者の居住地の区役所民生子ども課及び支所区民福祉課（社会福祉事務所）で受け付けています。

ここでは、専門の職員（ケースワーカー）が、それぞれ担当地区の世帯を受け持ち、調査をします。この調査に基づいて保護の要否や程度が決定されます。

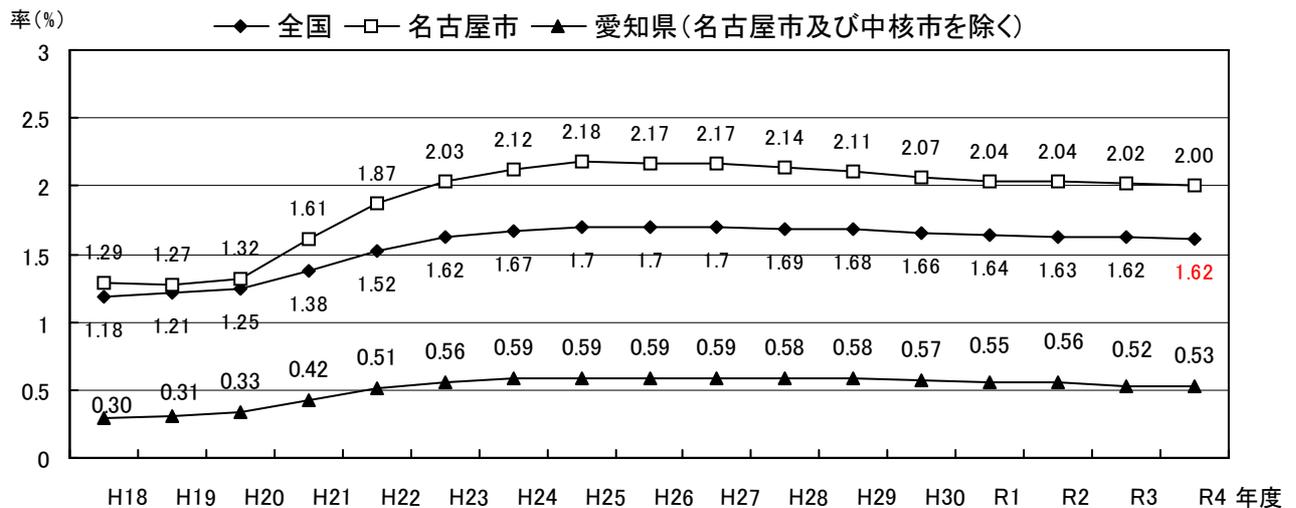
また、民生委員は社会福祉事務所の協力機関として、要保護者の相談などにあたっています。

3. 保護の種類

保護は次の8種類に区別され、要保護者の必要に応じて行われます。

| | | | |
|------|--|------|---|
| 生活扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 移送 | 介護扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度による居宅介護サービス（福祉用具購入・住宅改修を含む）・地域密着型サービス及び施設サービス 介護保険制度による介護予防サービス（介護予防福祉用具購入・介護予防住宅改修を含む）及び地域密着型介護予防サービス 介護保険制度による介護予防・生活支援サービス事業 移送 |
| 教育扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 義務教育に伴って必要な通学用品 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの | | |
| 住宅扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 住居 補修その他住宅の維持のために必要なもの | 出産扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 分べんの介助 分べん前及び分べん後の処置 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料 |
| 医療扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 診察 薬剤又は治療材料 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 移送 | 生業扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 生業に必要な資金、器具又は資料 生業に必要な技能の修得 就労のために必要なもの |
| | | 葬祭扶助 | <ul style="list-style-type: none"> 検案 死体の運搬 火葬又は埋葬 納骨その他葬祭のために必要なもの |

保護率の推移



4. 保護の基準

(令和6年4月現在)

| 世帯 | 生活扶助額 | (再掲)加算額 |
|----------------------|----------|------------------------------------|
| 標準3人 (33歳、29歳、4歳) | 163,090円 | (児童養育加算) 10,190円 |
| 母子 (30歳、9歳、4歳) | 195,860円 | (児童養育加算) 20,380円 (母子加算) 23,600円 |
| 高齢者 (72歳、67歳) | 120,900円 | |
| 高齢者 (68歳) | 76,880円 | |

5. 保護施設

保護は、主に、被保護者（現に保護を受けている人）の居宅で行われますが、必要がある場合は、施設に入所して保護を受けます。

保護施設には、次のものがあります。

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設です。

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設です。

(3) 医療保護施設

医療を必要とする人に対して医療の給付を行うことを目的とする施設です。

(4) 授産施設

身体上、精神上又は世帯の事情により就業能力の限られている人に対して、就労や技能修得のために必要な機会と便宜を与えることにより、その自立を助長することを目的とする施設です。

(5) 宿所提供施設

住居のない世帯に対して住宅扶助を行うことを目的とする施設です。

6. その他の援護

本市では、生活保護法に基づく保護のほかにも、次のような法外援護事業を行っています。

(1) 児童の援護

下表のような支度金等を支給することによって、被保護世帯の児童援護の充実を図っています。

| 事業名 | 支給対象者 | 支給金額 (1人につき) |
|-----------|-------------------------|-----------------|
| 修学旅行参加支度金 | 小学校第6学年に在学し、修学旅行に参加する児童 | 3,000円 |
| | 中学校第3学年に在学し、修学旅行に参加する生徒 | 5,000円 |
| 学童服購入資金 | 5月1日現在、小学校第6学年に在学する児童 | 8,000円 |
| | 5月1日現在、中学校第2学年に在学する生徒 | 9,000円 |

(2) 生活保護世帯から大学等へ進学した学生への応援金の支給

貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するため、生活保護世帯から大学等へ進学し、在学している学生に対し、年に2回、春と秋に5万円ずつ応援金を支給しています。

(2) ホームレス援護施策

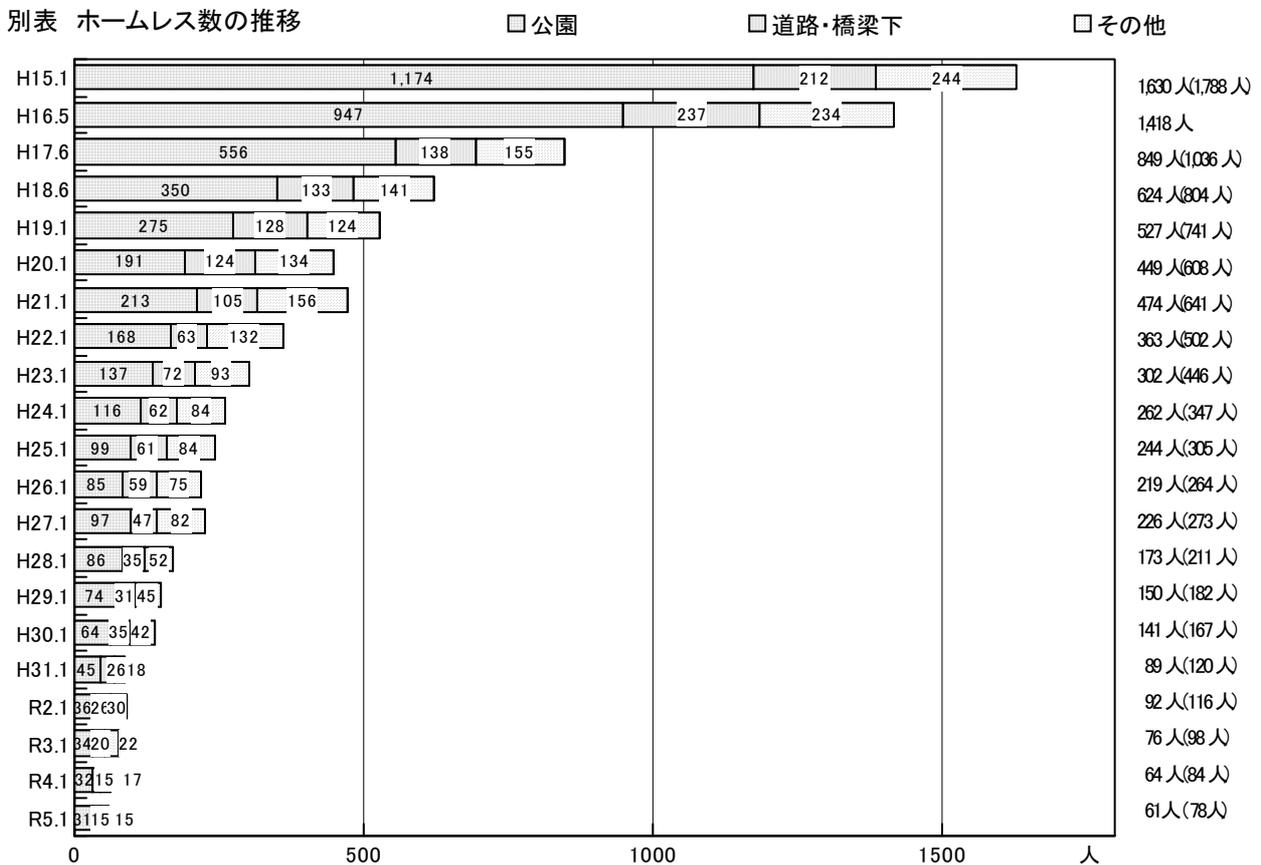
ホームレスは、ピーク時に比べ大きく減少してきましたが、なお、一定人数のホームレスが公園等に起居しており、その自立と自立の定着が課題となる一方、公園等では、利用を巡って近隣住民との摩擦が生じる場合もあります。

名古屋市では、ホームレス問題の解決を図るため、平成13年8月に市長（現在は副市長）を本部長とする「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置し、全庁的な体制の下に、総合的な施策を講じていくこととしています。

平成14年8月に施行した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等に基づき、平成16年7月に「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（第1期実施計画）を策定しました。その後も、計画期間の5年ごとに「実施計画」を策定しており、令和6年3月に「第5期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。今後も計画に基づき、引き続き必要な事業を実施していきます。

1. ホームレス数の推移

名古屋市においては、平成15年には、1,788人のホームレスが公園等に起居していましたが、令和5年には78人に減少しました。



※（ ）内は、国及び愛知県等が管理する河川敷等で起居するホームレスを加えた公表人数

2. 主な援護施策

(1) 自立支援事業

ホームレスが自立した生活を営めるよう職業相談、職業紹介、生活相談等を行い、就労等による自立を支援します。また、就労自立した人等に対し、定期的に居宅訪問・電話相談等を行い、地域で社会生活が継続して営めるようアフターフォローを実施します。

(2) 一時保護事業

住居がなく生活保護法による保護の要否判定に期間を要する人等が入所します。

(3) 巡回相談事業

公園や路上で起居するホームレスに対し、野宿生活からの脱却をはかるため、その生活実態を把握し、福祉援護施策の周知・相談を行います。また、緊急宿泊施設等の入所者に対する自立への意欲喚起、生活相談等の援助を行います。

3. 自立支援事業の入退所状況等について（令和5年12月末日現在）

(1) 入退所の状況

（単位：人）

| 区 分 | 施 設 | 定員 | 入所者累計 | 退所者累計 | 現 在 数 |
|----------------------|----------------------------|-----|----------------|----------------|------------|
| 自立支援事業 (自立支援センター) | 自立支援事業あつた 平成14年11月28日開設 | 79 | 3,484 | 3,465 | 19 |
| | 自立支援事業なかむら 平成16年5月10日開設 | 74 | 2,891 (278) | 2,862 (268) | 29 (10) |
| | 計 | 153 | 6,375 (278) | 6,327 (268) | 48 (10) |

注（ ）は女性再掲

(2) 退所者の状況（令和5年12月末日現在）

- ・就労自立又は何らかの福祉的援護を受けて自立した者 3,915人
- ・自立率 3,915人／6,327人＝61.9%

(3) 生活困窮者の自立支援

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者の自立の促進を図るため、本市では、生活困窮者に対する自立の支援に関する必要な事業を実施しています。

1. 生活困窮者自立支援制度の概要

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------------|--|
| 自立相談支援事業 | ○ 生活困窮者及びその家族、その他の関係者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行う。 |
| 住居確保給付金 | ○ 離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付。 |
| 就労準備支援事業 | ○ 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施。 |
| 就労訓練事業 | ○ すぐに一般就労が難しい方に、支援付きの就労・作業などの場（本市から認定を受けた企業や事務所が行う就労訓練）の利用に向けた支援を実施。 |
| 一時生活支援事業 | ○ 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間（3か月を想定）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。 |
| 家計改善支援事業 | ○ 失業や債務問題など家計に課題を抱える生活困窮者に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を実施。 |
| 子どもの学習・生活支援事業 | ○ 生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子どもに対して、高校進学に向けた支援や居場所づくりなどを行う学習支援事業を実施。 |
| その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業 | ○ 上記のほか、地域の実情に応じ、生活困窮者の自立に必要な取組みを実施。 |

2. 仕事・暮らし自立サポートセンターの設置

市内3か所（名駅・金山・大曾根）に設置した「仕事・暮らし自立サポートセンター」では、生活困窮者の相談と各種支援（住居確保給付金の支給、就労準備支援、就労訓練、家計改善支援等）を一体的に実施しています。

地域の中で生活上の課題を抱えながらも自ら支援を求めることができない方やセンターまで相談に訪れることができない方など、これまで支援につなげることが難しかった方々を早期に把握し支援につなげていくために、地域連携・訪問型自立相談支援員を各センターに2名配置して、地域連携の推進及び訪問相談の充実を図っています。

また、各仕事・暮らし自立サポートセンターに就労支援推進員1名を配置し、就労訓練事業所の開拓や利用後の事業所へのフォローを行うなど、就労訓練事業の推進を図っています。

3. 子どもの学習・生活支援事業

(1) 中学生の学習支援事業

家庭環境や学力面で課題を抱える生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親家庭の中学生に対し、16区150か所（健康福祉局実施分16区32か所、子ども青少年局実施分16区118か所）において、大学生を中心とするサポーターによる学習支援（週2回又は週1回）を実施し、基礎学力の向上を図り、高校進学を支援するとともに、子どもの居場所づくりや保護者への養育支援などを行います。

(2) 高校生世代への学習・相談支援事業

高校中退防止の取り組みとして、中学生の学習支援事業を利用したことがある高校生世代の児童等を対象に、16区150か所（健康福祉局実施分16区32か所、子ども青少年局実施分16区118か所）の中学生の学習支援事業の実施場所において、週1回程度の学習のフォローや半年に1回程度の手紙や電話等による進学後の継続支援を行うとともに、学習面の支援の強化としてオンライン学習支援サービスを活用します。また、巡回支援等をあわせて実施することで、将来の進路などの悩みに対する相談支援を行います。

(4) 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯及び障害者・高齢者の属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、生活福祉資金の貸付制度があります。

次のとおり愛知県社会福祉協議会が資金の貸付けをしています。(申請窓口は区社会福祉協議会)

1. 生活福祉資金

| | | |
|------|-----------|--|
| 貸付対象 | (1) 低所得世帯 | 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から受けることが困難である世帯(市民税非課税程度) |
| | (2) 障害者世帯 | 身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた障害者〔現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯を含む。(身体障害者手帳を除く。)]のいる世帯 |
| | (3) 高齢者世帯 | 日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者の属する世帯 |

① 総合支援資金

生計中心者の失業等により日常生活に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。

② 福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用や、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に費用の貸付を行う制度です。

③ 教育支援資金

低所得世帯に対し、就学や入学に必要な費用の貸付を行う制度です。

④ 不動産担保型生活資金

ア 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費の貸付を行う制度です。

イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続ける事を希望する要保護高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活保護に優先して生活費の貸付を行う制度です。

2. 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的給付制度や公的貸付制度による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する資金の貸付を行う制度です。

※条件として、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されていること、貸付を受けようとする者の名義の金融機関口座を有していること、自立相談支援事業(名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター)を利用していることが必要となります。

▶ 取扱窓口 区社会福祉協議会

▶ 制度の内容 104頁(「生活福祉資金 資金別貸付条件」)参照

生活福祉資金 資金別貸付条件（令和6年4月現在）

(1)生活福祉資金

① 総合支援資金

| 資 金 種 類 | | 貸 付 条 件 | | | |
|-------------|---|--|--|----------------------|---|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付利率 |
| 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 | (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間は原則3月以内（延長により最長12月まで） | 最終貸付日から6月以内 | 据置期間 経過後 10年以内 | 連帯保証 人あり： 無利率 連帯保証 人なし： 1.5% |
| 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 (住居確保給付金の対象者) | 40万円以内 | 貸付の日 (生活支援 費と合わせ て貸付の場 合は、生活 支援費の最 終貸付日) から6月以内 | | |
| 一時生活 再建費 | 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | 60万円以内 | | | |

※連帯保証人は原則必要であるが、いない場合も申込可。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター）を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

② 福祉資金

| 資 金 種 類 | | 貸 付 条 件 | | | |
|-------------------|---|--|---|------|---|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付利率 |
| 福祉費 | 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる以下に掲げる費用 | | 貸付の日 (分割による 交付の場合 には最終 貸付日)か ら6月以内 | | 連帯保証 人あり： 無利率 連帯保証 人なし： 1.5% |
| | 生業を営むために必要な経費 | 460万円 | | 20年 | |
| | 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円 | | 8年 | |
| | 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | 250万円 | | 7年 | |
| | 福祉用具等の購入に必要な経費 | 170万円 | | 8年 | |
| | 障害者用の自動車の購入に必要な経費 | 250万円 | | 8年 | |
| | 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 | 513.6万円 | | 10年 | |
| | 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円 | | 5年 | |
| | 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円 | | 5年 | |
| | 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 | 150万円 | | 7年 | |
| | 冠婚葬祭に必要な経費 | 50万円 | | 3年 | |
| | 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 50万円 | | 3年 | |
| | 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | 50万円 | | 3年 | |
| その他日常生活上一時的に必要な経費 | 50万円 | 3年 | | | |

生活福祉資金 資金別貸付条件 (令和6年4月現在)

| | | | | | |
|--------|---|--------|------------|----------------------|-----|
| 緊急小口資金 | 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ② 火災等被災によって生活費が必要なとき ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ④ 会社から解雇、休業（事業主都合によるもの）等による収入減のため生活費が必要なとき ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき ア．事故等により損害を受けた場合による支出増（ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る） イ．社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増 | 10万円以内 | 貸付の日から2月以内 | 据置期間 経過後 12月以内 | 無利子 |
|--------|---|--------|------------|----------------------|-----|

※連帯保証人について、福祉費は原則必要であるが、いない場合も申込可。緊急小口資金は不要。

※資金種類によっては、連帯借受人が必要な場合あり。

※原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター）を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していることが必要。

③ 教育支援資金

| 資金種類 | | 貸付条件 | | | |
|-------|--|--|-------------|----------------------|------|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付利子 |
| 教育支援費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | (高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合に限り上限額の1.5倍の額まで貸付可能 | 卒業後 6月以内 | 据置期間 経過後 20年以内 | 無利子 |
| 就学支度費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | | | |

※連帯保証人は不要であるが、世帯内に連帯借受人が必要。

④ 不動産担保型生活資金

| 資金種類 | | 貸付条件 | | | |
|-------------------|--|---|----------------|-------------|--------------------------|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期間 | 貸付利子 |
| 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ※集合住宅は対象外 | 契約の終了後 3月以内 | 据置期間 終了時 | 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 | | | |

※貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額までに達するまでの期間となる。

※連帯保証人について、不動産担保型生活資金は推定相続人から選任が必要、要保護不動産担保型生活資金は不要。

(2) 臨時特例つなぎ資金

| 資金種類 | 貸付条件 | | |
|---|--------|-------------------------------------|------|
| | 貸付限度額 | 償還期間 | 貸付利子 |
| 住居のない離職者であり、離職者を支援するための公的給付制度（失業等給付、住居確保給付等）及び公的貸付制度（総合支援資金等）の交付を受けるまでの間、当面の生活費を貸し付ける資金 | 10万円以内 | 公的給付・貸付金の交付後 1月以内 (1年以内の月賦も可) | 無利子 |

（５）戦争犠牲者援護

終戦後すでに78年を経過した今日においても、なお、様々な戦争の傷あとが残っている人々が数多くおられます。遺族をはじめとして、戦傷病者、海外引揚者の人たち、いわゆる戦争犠牲者のための各種援護施策については、国家保障の精神に基づいて、関係法律によりそれぞれ援護が行われています。

このほか本市においては、市独自の施策として、各種の相談事業の実施及び見舞金の支給などを通じ、これらの人たちの福祉増進につとめています。

1. 戦傷病者の援護

- (1) 恩給法
 - ・傷病恩給の支給
- (2) 戦傷病者特別援護法
 - ア 療養の給付
 - イ 補装具の支給・修理
 - ウ JR無賃乗車券類引換証の交付等
- (3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
 - ・障害年金、一時金の支給
- (4) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
 - ・特別給付金の支給
- (5) 戦傷病者等の市営交通料金等無料化
 - ・戦傷病者手帳所持者
 - ・被爆者健康手帳所持者
- (6) 市営・県営住宅への優先入居・使用料金の減額
- (7) 公共施設の無料入場（東山動植物園等）
- (8) 福祉給付金制度
 - ・福祉医療（118～120頁〔第4章4-4(10)〕参照）

2. 遺族援護

- (1) 恩給法
 - ア 公務扶助料の支給
 - イ 普通扶助料の支給
 - ウ 一時扶助料の支給
- (2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
 - ア 弔慰金の支給
 - イ 遺族年金の支給
 - ウ 遺族給与金の支給
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
 - ・特別給付金の支給
- (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
 - ・特別弔慰金の支給

3. 未帰還者留守家族の援護

留守家族手当の支給・帰還者の帰郷旅費の支給等

4. 民間戦災被害者の援護

民間戦災被害者援護見舞金の支給

5. 中国帰国者の援護

(1) 見舞金の支給（世帯単位）

- ・永住帰国者 10 万円

(2) 福祉特別乗車券の交付

- ・市営交通機関等に無料乗車できる福祉特別乗車券を2年間に限り交付しています。

(3) 地域社会における生活支援等

- ・言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活習慣等の困難を抱える方々に対し、生活相談に応じたり、自立支援通訳の派遣を行います。
- ・日本語教室への通学費用の補助をします。

(4) 特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施

- ・世帯の収入が一定の基準により算出した額に比べて不足する場合、その不足する範囲内において、支援給付費を支給します。

(5) 配偶者支援金の支給

- ・支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、特定中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金を支給します。

(6) 国民健康保険

国民健康保険法に基づき、職場の健康保険等の適用を受けない市民を被保険者として、病気やケガだけでなく出産、死亡に関し保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日に従来の被保険者証が廃止され、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

1. 機関

愛知県との共同保険者として区役所保険年金課・支所区民福祉課が窓口となり、被保険者資格、保険給付、保険料の賦課徴収等、国民健康保険実施のための業務を行っています。

療養の給付（治療・投薬）は、知事の登録を受けた保険医または保険薬剤師が担当しています。

保険医療機関等への診療報酬の審査・支払事務は愛知県国民健康保険団体連合会に委託しています。

2. 被保険者

市内に住んでいる人は、外国人（適格な在留資格で一定期間滞在する人に限る。）を含め、すべて名古屋市の国民健康保険の適用を受けなければなりません。ただし、次の人は除かれます。

- (1) 健康保険、船員保険、共済組合、国民健康保険組合等の医療保険に加入している人とその家族
- (2) 後期高齢者医療制度の適用を受けている人
- (3) 生活保護を受けている世帯の人

3. 保険給付

被保険者は、次のような保険給付を受けることができます。

| 種類 | 事由 | 給付内容 |
|--------------|---------------------------|--|
| 療養の給付 | 病気やケガをしたとき 在宅で療養が必要なとき | 医療機関等へ被保険者証（70歳以上の人は、高齢受給者証もあわせて）またはマイナ保険証を提示することにより診療・投薬が受けられます。この場合、医療費の自己負担割合は、70歳以上は2割または3割、就学児以上70歳未満は3割、未就学児は2割です。 |
| 入院時 食事療養費 | 入院して食事療養を受けたとき | 入院中の食事療養費の給付が受けられます。この場合、食事療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。 |
| 入院時 生活療養費 | 65歳以上の人が療養病床に入院したとき | 入院中の食事療養費及び居住費の給付が受けられます。この場合、生活療養標準負担額の支払いが必要です。 市民税非課税世帯等は、標準負担額が減額されます。 |

被保険者は、次のような保険給付を申請により受けることができます。

| 種類 | 事由 | 給付内容 |
|-----|---|-------------------------------------|
| 療養費 | やむを得ない理由で被保険者証等をもたずに診療を受けたとき 海外でやむを得ず病気やケガの治療を受けたとき 外傷性の明らかな負傷により柔道整復師に施術を受けたとき はり、灸、あんま、マッサージの施術を受けたとき コルセット等の治療用装具代や、生血代を支払ったとき | 支払った費用につき、審査・決定された額の7割または8割が支給されます。 |

| 種類 | 事由 | 給付内容 |
|-----------|-------------------|---|
| 高額療養費 | 負担する医療費が高額るとき | 医療機関等の窓口で支払った自己負担が、1か月または1年の間に一定の額（自己負担限度額）を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。 医療機関等の窓口で、被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」等を提示することにより、自己負担限度額までを支払う制度があります。オンライン資格確認を実施している医療機関等では、本人の同意があれば限度額証等の提示は不要です。 |
| 高額療養費 | 特定疾病に該当するとき | 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病A・Bや血液製剤によるHIV感染症で治療を受けている人は、「特定疾病療養受療証」を提示することにより、その治療にかかる毎月の自己負担が軽減されます。 |
| 高額介護合算療養費 | 医療と介護の自己負担が高額るとき | 1年間に医療機関で支払った医療費の自己負担と介護サービスを利用し支払った自己負担を合算した額が一定の額を超えたときは、後でその超えた額が申請により支給されます。 |
| 移送費 | 患者として移送されたとき | 治療上一時的・緊急な必要があって、医師の指示により移送された場合、移送に要した費用が支給されます。 |
| 出産育児一時金 | 出産したとき | 488,000円※1（産科医療補償制度加入分娩機関での出産の場合は500,000円※2）が支給されます。 ※1 令和5年3月31日以前の分娩は408,000円 ※2 令和5年3月31日以前の分娩は420,000円 |
| 葬祭費 | 被保険者が死亡して葬祭を行ったとき | 50,000円が支給されます。 |

4. 保険料

国民健康保険の保険料は、世帯単位で次のように計算された医療分、支援金分、介護分の合算額です。ただし、介護分は40歳～64歳の被保険者がいる世帯にのみかかります。

◆保険料＝医療分＋支援金分＋介護分

| 区分 | 所得割 | 均等割 |
|------|---------------------------------------|-------------------------|
| 医療分 | 被保険者全員の（前年中の所得－市県民税の基礎控除額）×料率 | 1人あたり均等割額 ×被保険者数 |
| 支援金分 | 被保険者全員の（前年中の所得－市県民税の基礎控除額）×料率 | 1人あたり均等割額 ×被保険者数 |
| 介護分 | 40歳～64歳の被保険者全員の（前年中の所得－市県民税の基礎控除額）×料率 | 1人あたり均等割額 ×40～64歳の被保険者数 |

◆所得基準による減額制度

世帯の所得額が一定額以下の場合、均等割額の7割、5割または2割が減額されます。

◆子ども減額制度

未就学児については、均等割額の5割が減額されます。

ただし、上記の「所得基準による減額制度」が適用されている場合は、その適用後の均等割額の5割が減額されます。

◆産前産後減額制度

出産する被保険者については出産する（予定）月の前月から4か月相当分（多胎妊娠の場合は、出産（予定）月の3か月前から6か月相当分）の保険料が減額されます。

◆均等割額の独自控除

「所得基準による減額制度」が適用されている世帯の均等割額から、被保険者1人につき年間2,000円（加入月数により月割り）を差し引きます。

◆所得割額の独自控除

下表の①～③を合算した額を「所得割額の独自控除」として、個人ごとの所得割額から差し引いています。独自控除の適用を受けるには、確定申告や市県民税の申告において、対象となる控除の申告が必要です。

| 区分 | | 差し引く額（年間） |
|----|--------------------------------|----------------------------|
| ① | 扶養家族 障害者控除の対象でない扶養家族 | 扶養家族1人につき 33万円 × 料率 |
| ② | がいる場合 障害者控除の対象である扶養家族 | 扶養家族1人につき 86万円 × 料率 |
| ③ | 障害者控除（本人分）・寡婦控除・ひとり親控除の対象である場合 | 92万円 × 料率 |

※①・②の「扶養家族」は確定申告や市県民税の申告における同一生計配偶者・扶養親族（16歳未満の扶養親族も含む。）となります。配偶者特別控除の対象となる人は含みません。

※「所得割の独自控除額」は、医療分・支援金分・介護分ごとに算出し、個人ごとの加入月数により月割りで計算します。また、個人ごとに算出した所得割額を超えることはありません。

◆保険料の減免

災害や特別の理由で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。世帯単位または個人単位で判定し、減免額は事由等によって異なります。

◆会社都合等で退職した人を対象とした保険料の軽減制度

会社の倒産、解雇、雇い止め等の理由で退職した人につき、給与所得金額を100分の30として保険料額の算定を行います。

5. 保健事業

本市では、令和6年に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき「第3期名古屋市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）」及び「第4期名古屋市国民健康保険特定健診等実施計画」を策定し、被保険者の健康保持・増進と保険者の医療費適正化のため、次の事業を行っています。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることを目的に、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

| 区分 | 特定健康診査 | 特定保健指導 |
|------|------------------------------|---|
| 対象者 | 40歳以上の被保険者 | 特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクに応じて「積極的支援」「動機づけ支援」「それ以外」に区分し、そのうち「積極的支援」「動機づけ支援」に区分された人 |
| 内容 | 腹囲測定など、メタボリックシンドロームに着目した健康診査 | 「動機づけ支援」原則1回の支援 「積極的支援」3か月以上の支援 健診受診者全員に対して、健診結果とともに生活習慣病予防のための情報を提供 |
| 実施場所 | 市内の協力医療機関または区役所講堂等で行う集団健診会場 | 市内の協力医療機関または各区保健センター等 |
| 実施方法 | 対象者に受診券と受診案内を郵送 | 対象者に特定健康診査の結果通知とあわせて案内 |

(2) 30・35健診

当該年度4月1日時点で30歳または35歳の被保険者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。実施方法については特定健康診査と同様です。対象者には受診券と受診案内を郵送します。

(3) 重症化予防事業

特定健康診査の結果等から、糖尿病性腎症や高血圧症等の重症化予防が必要な被保険者に治療勧奨や生活習慣改善の保健指導等を行っています。

(4) 後発医療品（ジェネリック医薬品）の使用促進

後発医療品の使用を促進し、被保険者の一部負担の軽減を図るため、広報及び差額通知を送付しています。

(5) 重複・多剤投与者への支援

重複服薬・受診が認められる人、多くの薬を服用されている人に訪問や手紙等の健康支援を行います。

(6) 医療費通知

健康づくりに役立つ情報の提供と同時に医療費等を通知することにより、健康管理意識と国民健康保険制度の理解を深めることを目的とします（年3回）。また、確定申告用の医療費控除の添付資料として使用できます。

(7) 健康教育パンフレット（国保だより）の作成・配布

健康管理意識の普及を図るため、パンフレットを作成・配布しています。

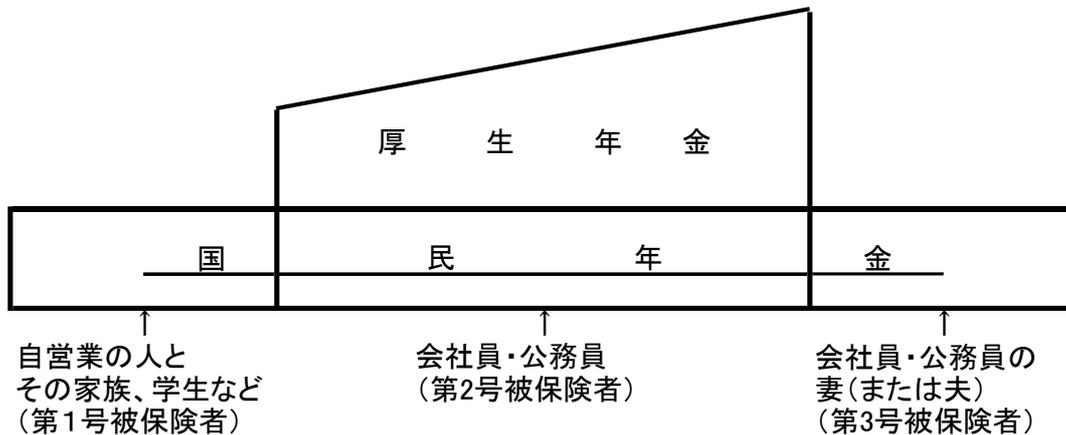
(8) 保養施設利用助成事業

心身ともにリフレッシュしていただくために、名古屋市民おんたけ休暇村セントラル・ロッジの宿泊料金の一部を助成しています。

(7) 国民年金

国民年金は日本国内に住むすべての人に対し、老齢、障害または死亡によって生活の安定が損なわれるのを防止し、健全な生活の維持及び向上に寄与することを目的として、自営業の人だけでなく会社員やその配偶者などすべての人に共通する基礎年金を支給する制度です。

一方、厚生年金は、報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置づけられます。



1. 機関

国民年金事業は、国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を担い、日本年金機構が業務を運営しています。年金に関する相談や保険料の収納事務などについては、全国の年金事務所が担当しています。

本市では、区役所保険年金課・支所区民福祉課が市町村の法定受託事務である国民年金の第1号被保険者に関する届出・申請・請求の受付を行っています。

2. 被保険者

| 種別 | 対象者 |
|----------|---|
| 第1号被保険者 | 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の人や学生など |
| 第2号被保険者 | 厚生年金に加入している会社員や公務員など |
| 第3号被保険者 | 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人 |
| 任意加入被保険者 | 以下のいずれかに該当し、加入を希望する人 <ul style="list-style-type: none"> 60歳以上70歳未満で、老齢基礎年金を受ける資格期間が不足する人など 厚生年金から老齢(退職)年金を受けている20歳以上60歳未満の人 日本国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人 |

3. 国民年金保険料

第1号被保険者は、年金給付に要する費用にあてるため保険料を納めなければなりません。保険料は年齢、収入などにかかわらず、すべての人が同じ金額です。

なお、第2号被保険者と第3号被保険者は、厚生年金がまとめて費用の負担をしますので、個別に国民年金保険料を納める必要はありません。

◆保険料の全額・一部免除・納付猶予

所得が少ない場合や失業・廃業・災害等のために保険料を支払うことが難しい場合に、申請により保険料の支払いの免除や猶予を受けることができます。

◆学生納付特例

経済的な理由等により保険料の納付が困難な学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合には、申請をすることにより在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除されます。

◆法定免除

生活扶助または障害基礎年金・障害年金を受けている場合等には、届出により保険料の支払いが免除されます。

なお、受け取る老齢基礎年金の額は免除や猶予の種類に応じて少なくなります。免除や納付猶予を受けた期間は後から10年前の分までさかのぼって納めることができます。この場合の年金額は、通常納めたときの年金額と同じになります。

4. 基礎年金

基礎年金は、老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の3種類があります。2つ以上の基礎年金を受けることができる場合は、そのうち1つを選択しなければなりません。

| 種 類 | 事 由 |
|-------------|---|
| 老 齢 基 礎 年 金 | 65歳になったとき 60歳以上65歳未満での繰上げ支給、66歳以上75歳までの繰下げ支給があります。 |
| 障 害 基 礎 年 金 | 病気やけがにより障害者となったとき |
| 遺 族 基 礎 年 金 | 配偶者が死亡し父子または母子家庭になったとき、子が遺児となったとき |

5. その他の給付

基礎年金のほか第1号被保険者と任意加入被保険者に独自の給付があります。

| 種 類 | 事 由 |
|-----------|---|
| 付 加 年 金 | 付加保険料を納めているとき |
| 寡 婦 年 金 | 老齢基礎年金を受ける資格をもった夫が、年金を受けずに死亡し、その妻が60歳になったとき |
| 死 亡 一 時 金 | 3年以上保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したとき |

6. 旧国民年金制度による給付

| 種 類 | 事 由 |
|---------------------|---|
| 老 齡 年 金 (通算老齡年金) | 大正15年4月1日以前の生まれで、一定の資格期間を満たした人等が65歳になったとき |
| 老 齡 福 祉 年 金 | 明治44年4月1日以前に生まれた人等が70歳になったとき |

7. 無年金障害者に対する特別障害給付金

学生、厚生年金等の加入者の配偶者などで国民年金に任意加入していなかった期間に初診日のある傷病により、現在、障害基礎年金1級、2級に相当する障害に該当しているが障害基礎年金等を受給していない人に対して、特別障害給付金が支給されます。

(8) 年金生活者支援給付金

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人で、収入や所得額が一定基準額以下の人に対して、年金に上乗せする形で給付金が支給されます。

| 種類 | 事由 |
|---------------------|---|
| 老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金 | 老齢基礎年金を受けている65歳以上の人で、世帯全員の市町村民税が非課税かつ前年の公的年金等の収入額と所得額の合計が基準額以下のとき |
| 障害年金生活者支援給付金 | 障害基礎年金を受けており、前年の所得額が基準額以下のとき |
| 遺族年金生活者支援給付金 | 遺族基礎年金を受けており、前年の所得額が基準額以下のとき |

（９） 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の中で、今後も国民皆保険制度を維持するためには、医療費の伸びを抑えて、保険料や税の負担を国民の負担可能な範囲にとどめるとともに、その負担を世代間、世代内を通して公平でわかりやすい制度にする必要があります。

こうした考えのもと高齢者の医療の確保に関する法律が施行され75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害のある方を対象に後期高齢者医療制度が実施されています。

本市においては保険料の収納業務と申請の受付などの窓口業務を行っています。

1. 機関

区役所の保険年金課・区役所支所が窓口となり、被保険者資格、給付、保険料に関する届出や申請の受付などを行います。また、支所でも区役所と同様に届出や申請の受付を行います。

なお、保険料率の決定、保険料の賦課、給付の決定などの制度運営に関することは愛知県の全市町村が加入する愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。

2. 被保険者

愛知県後期高齢者医療広域連合の区域内（愛知県内）に住所がある次の方です。（ただし、生活保護（準用保護を含む）又は中国残留邦人等支援給付を受給中の方は除きます。）

(1) 75歳以上の方

(2) 65歳から74歳で一定の障害のある方

なお、一定の障害のある方とは概ね身体障害者手帳1～3級及び4級の一部、愛護手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者が該当します。

3. 医療給付

被保険者は次のような給付を受けることができます。

(1) 療養の給付

病院等へ保険証※又はマイナンバーカード（以下「保険証等」）を提示することにより診療・投薬が受けられます。

この場合、医療費の1～3割の自己負担が必要です。

※令和6年12月2日以降は保険証が廃止されます。

●一部負担金

【負担割合】

3割負担となる方…自身を含む市町村民税の課税所得（調整控除※1あり）が145万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一の世帯に属し、かつ旧ただし書所得による判定※2又は基準収入額適用申請※3に該当しない後期高齢者医療被保険者

2割負担となる方…3割負担に該当せず、かつ自身を含む市町村民税の課税所得（調整控除※1あり）が28万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一の世帯に属し、かつ同一世帯の後期高齢者医療被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計が一定基準以上（1人の場合は200万円以上、2人以上の場合は320万円以上）の後期高齢者医療被保険者

1割負担となる方…3割又は2割負担に該当しない後期高齢者医療被保険者

※1 調整控除…一部負担金に係る所得の額の算定方法の改正により、平成24年8月以降から前年12月31日時点（療養月が1～7月である場合は、前々年の12月31日時点）で世帯主である被保険者（同日時点で世帯主が後期高齢者医療の被保険者であったかは問わない）に限り、市町村民税課税所得額から次の額を控除した額に読み替える。

・同一世帯（前年12月31日現在）の合計所得（給与所得がある場合、給与所得については給与所得から10万円を控除した金額（当該金額が0を下回れば0）によるものとする）が38万円以下である世帯員一人につき、16歳未満であれば33万円、16歳以上19

歳未満であれば12万円

※2 旧ただし書所得による判定・平成27年1月から、課税所得による判定に加え、以下の条件を満たす場合については、世帯の被保険者の一部負担金の割合は1割又は2割となる。

・同一世帯に生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者がおり、かつ同一世帯の被保険者全員の旧ただし書所得の合計額が210万円以下

※ 旧ただし書所得・前年の総所得金額及び山林所得額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額の合計から基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

※3 基準収入額適用申請・課税所得及び旧ただし書所得による判定により現役並み所得者に該当した者のうち、収入額が基準額に満たない場合には、申請又は職権により1割又は2割負担が適用される。

〈基準額〉

ア 後期高齢者医療被保険者が1人の世帯の場合

後期高齢者医療被保険者の収入が383万円未満

イ 後期高齢者医療被保険者が1人で、かつ同じ世帯に他の健康保険に加入している70歳～74歳の世帯員がいる場合

後期高齢者医療被保険者と他の健康保険に加入している70歳～74歳の世帯員の収入の合計が520万円未満

ウ 後期高齢者医療被保険者が2人以上いる世帯の場合

後期高齢者医療被保険者の収入額の合計が520万円未満

(2) 入院時食事療養費

療養病床以外へ入院した場合、入院中の食事の提供が受けられます。この場合、1食あたり460円（R6.6～490円）の食事療養標準負担額の支払いが必要です。（指定難病患者の方は260円（R6.6～280円）になります。）

(3) 入院時生活療養費

療養病床へ入院した場合、入院中の食事などの提供が受けられます。この場合、生活療養標準負担額として1食あたり460円（R6.6～490円）（一部の医療機関では420円（R6.6～450円））の食費と1日あたり370円の居住費の支払いが必要です。（指定難病患者の方は0円になります。）

| 区分 | (2) 入院時食事療養標準負担額 | (3) 入院時生活療養標準負担額 | |
|-----------------|-------------------|---------------------|--------|
| | | 食費 | 居住費 |
| 現役並み所得がある方のいる世帯 | 460円（R6.6～490円）※1 | 460円（R6.6～490円）※1※2 | 370円※6 |
| 一般 | 460円（R6.6～490円）※1 | 460円（R6.6～490円）※1※2 | 370円※6 |
| 市民税非課税世帯 | 210円（R6.6～230円）※3 | 210円（R6.6～230円）※4 | 370円※6 |
| 所得が一定額以下※5 | 100円（R6.6～110円） | 130円（R6.6～140円）※7 | 370円※6 |
| 老齢福祉年金受給者 | 100円（R6.6～110円） | 100円（R6.6～110円） | 0円 |

※1 指定難病患者の方などは260円（R6.6～280円）となります。

※2 一部の医療機関では420円（R6.6～450円）となります。

※3 過去12か月で入院日数が90日を超えた場合、91日目以降は160円（R6.6～180円）となります。

※4 医療の必要性の高い方及び指定難病患者の方は、過去12か月で入院日数が90日を超えた場合、91日目以降は160円（R6.6～180円）となります。

※5 世帯全員の所得の合計が0円（公的年金は控除額80万円で計算）の場合に該当します。

※6 指定難病患者の方は0円となります。

※7 医療の必要性の高い方及び指定難病患者の方は100円（R6.6～110円）となります。

(4) 療養費

やむをえない理由で保険証等を持たずに診療を受けた場合や海外で治療を受けた場合、コルセット等の治療用器具を作成した場合などには審査決定された額の7～9割が支給されます。

(5) 高額療養費

外来分の自己負担の1か月あたりの合計額が個人の限度額を超えた場合、超えた額が支給されます(A)。また、同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者の入院分を含めた自己負担の合計額(Aで支給された額を除く。)が世帯の限度額を超えた場合、超えた額が支給されます。

人工透析を受けている方、血友病又は後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み厚生労働大臣の定めるもの)に限り、に該当する方は「特定疾病療養受療証」の交付を受けることにより1か月あたりの負担の上限が外来・入院とも1つの医療機関につき10,000円になります。

高額療養費自己負担限度額表

| 区分 | | 外来 (個人の限度額) | 外来+入院 (世帯の限度額) |
|---------------------------|-------------|---|-------------------------|
| 現役並み所得がある方のいる世帯 (3割負担) | 課税所得690万円以上 | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% ※1 <140,100円 ※2> | |
| | 課税所得380万円以上 | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% ※3 <93,000円 ※4> | |
| | 課税所得145万円以上 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※5 <44,400円 ※6> | |
| 一般 ※9 (1割または2割負担) | | 18,000円 ※7 | 57,600円 <44,400円 ※6> |
| 市民税非課税世帯 (1割負担) | | 8,000円 | 24,600円 |
| 所得が一定額以下 ※8 | | 8,000円 | 15,000円 |

※1 医療費が842,000円を超えたときは超えた医療費の1%を加算します。

※2 前月から過去11ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の自己負担限度額は140,100円になります。

※3 医療費が558,000円を超えたときは超えた医療費の1%を加算します。

※4 前月から過去11ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の自己負担限度額は93,000円になります。

※5 医療費が267,000円を超えたときは超えた医療費の1%を加算します。

※6 前月から過去11ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の自己負担限度額は44,400円になります。

※7 年間(8月～翌7月)の外来の自己負担限度額は144,000円になります。

※8 世帯全員の所得の合計が0円(公的年金は控除額80万円で計算)の場合に該当します。

※9 2割負担と判定された方の外来受診の自己負担額の増加額については、最大でも月3,000円となります。

(6) 葬祭費

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に50,000円が支給されます。

(7) 高額介護合算療養費

医療分と介護分の自己負担の年間の合計額が一定の額を超えた場合、超えた額が支給されます。

4. 保険料

保険料は、個人ごとに算定された「均等割額」と「所得割額」の合計額になります。

| 令和6年度 | | |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 均等割額 | 53,438 円 | 100 円未満切捨てで 800,000 円※3 が上限になります。 |
| 所得割額 | (総所得金額等－430,000 円※1) × 0.1113※2 | |

※1 一定以上の所得のある方は、市・県民税算出の際に控除される、所得に応じた基礎控除の額となります。

※2 一定以下の所得の被保険者の方の所得割額は、0.1040 で算定

※3 令和6年度に新たに75歳に到達する方等を除き 730,000 円

なお、所得が一定額以下の場合には保険料が軽減されます。

| 同一世帯のすべての被保険者とその世帯主の総所得金額等の合計 | 保険料の軽減額 |
|---|-----------|
| 43 万円+10 万円× (年金・給与所得者数※－1) 以下のとき | 均等割額の 7 割 |
| (43 万円+(29.5 万円×世帯の被保険者数)+10 万円× (年金・給与所得者数※－1)) 以下 | 均等割額の 5 割 |
| (43 万円+(54.5 万円×世帯の被保険者数)+10 万円× (年金・給与所得者数※－1)) 以下 | 均等割額の 2 割 |

◎ 軽減判定時には、65 歳以上の方の場合は、公的年金等に係る雑所得から、さらに 15 万円が控除されます。

なお、専従者控除及び土地・建物の譲渡に係る特別控除は適用されません。

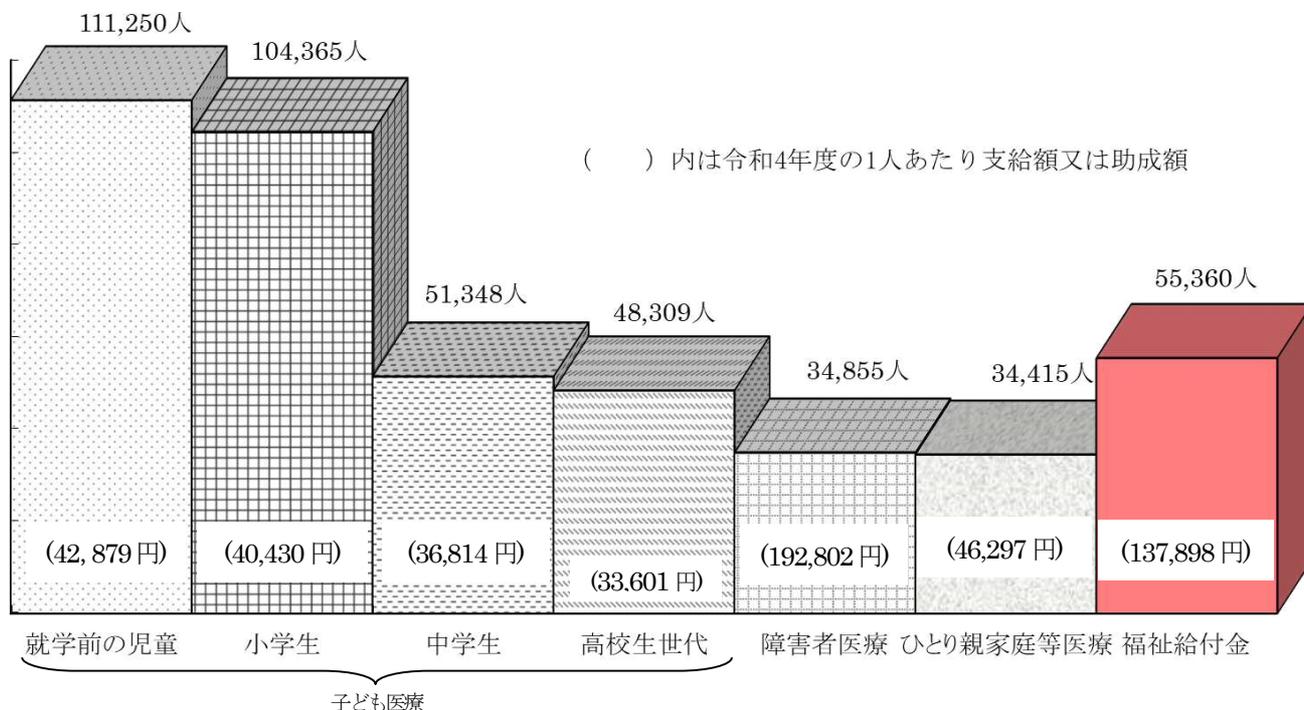
※ 世帯主及びその世帯に属する全ての被保険者のうち、下記のいずれかに該当する方の人数（1 人の方が下記の 2 つに該当する場合も 1 人として計算します）

- ・給与収入が 55 万円を超える方（ただし、給与専従者収入は含めない）
- ・前年の 12 月 31 日現在 65 歳未満で、かつ公的年金等収入額が 60 万円を超える方
- ・前年の 12 月 31 日現在 65 歳以上で、かつ公的年金等収入額が 125 万円を超える方

なお、後期高齢者医療制度加入前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方は、制度加入後 2 年間に限り保険料の均等割額が 5 割軽減され、所得割額は課せられません。

(10) 福祉医療

医療費助成制度及び福祉給付金対象者数(令和4年度平均)



市民の健康の保持と福祉の増進を目的として、就学前の児童・小学生・中学生・高校生世代・障害者・ひとり親家庭等の人々を対象に医療費の自己負担額を助成しています。

また、後期高齢者医療の被保険者又は70歳以上の方のうち、障害者など一定の条件に該当する方の医療費の自己負担額を助成する福祉給付金制度を実施しています。

1. 機関

区役所の保険年金課・区役所支所を窓口として、医療証、福祉給付金資格者証の交付等の業務を行っています。また、障害者のための歯科保健医療センターが設置(2カ所)されています。

2. 医療費助成制度

病院などで受診したときの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する制度です。

▶助成対象者

医療保険に加入している次表に該当する方です。ただし、生活保護受給者、後期高齢者医療の被保険者は除きます。(※後期高齢者医療の被保険者は福祉給付金の対象となります。)

▶助成内容及び方法

愛知県内の病院などの窓口で医療証と健康保険証等を提示することにより、医療費(保険診療分)の自己負担額が助成されます。

ただし、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用(室料差額など)は助成されません。また、高額療養費及び家族療養附加金などの保険給付があった場合には、その給付相当額は助成の範囲から除きます。

なお、県外で受診された場合や、やむをえない理由により、病院などの窓口で医療費(保険診療分)の自己負担額を支払ったときは、後日払い戻しを受けることができます。

| 区 分 | 対 象 者 | 所 得 制 限 |
|-----------|---|--------------------------------|
| 子 ども 医 療 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方 | なし |
| 障 害 者 医 療 | <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳1～3級所持者 <li style="margin-left: 20px;">〔 じん臓機能障害者は1～4級 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 進行性筋萎縮症者は1～6級 〕 ●精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者 ●IQ50以下と判定された方 ●自閉症状群と診断された方 ●特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちで、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方 | 本人の前年所得※が特別障害者手当の受給限度額以下であること |
| ひとり親家庭等医療 | 18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を扶養しているひとり親家庭の母(父)とその児童又は両親のいない児童 | 母又は父の前年所得※が児童扶養手当の受給限度額以下であること |

助成対象者には、医療証が交付されます。

※1月～7月は前々年所得

3. 福祉給付金制度

後期高齢者医療の被保険者又は70歳以上の方が、病院などで受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額を助成する制度です。

▶助成対象者

次のいずれかに該当する方です。ただし、生活保護受給者は除きます。

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者で、次の要件に該当する方

- ①障害者医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成の受給要件該当者（「2. 医療費助成制度」を参照してください。）
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得（1月から7月は前々年所得）が障害児福祉手当受給限度額以下の方
- ③精神障害者・結核患者のうち措置入院等している方
- ④ねたきり又は重度・中度の認知症が3カ月以上継続している方で、本人の前年所得（1月から7月は前々年所得）が特別障害者手当受給限度額以下の方

(2) 70歳以上で上記②～④の要件に該当する方

助成対象者には福祉給付金資格者証が交付されます。

▶助成内容及び方法

愛知県内の病院などの窓口で福祉給付金資格者証と健康保険証等を提示することにより、医療費（保険診療分）の自己負担額が助成されます。

ただし、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用（室料差額など）は助成されません。また、高額療養費及び家族療養附加金などの保険給付があった場合には、その給付相当額は助成の範囲から除きます。

なお、県外で受診された場合や、やむをえない理由により、病院などの窓口で医療費（保険診療分）の自己負担額を支払ったときは、後日払い戻しを受けることができます。

4. 名古屋歯科保健医療センター（障害者歯科）の運営費補助

日頃から地域で歯科治療を受けることが困難な障害児・者の口腔衛生相談・指導及び治療のため、名古屋市歯科医師会が運営する名古屋歯科保健医療センターの運営費を補助しています。

▶利用できる方

身体障害者手帳（1～3級）又は愛護手帳（1～3度）の交付を受けている方などで、地域で歯科診療を受けることが困難な方です。

▶利用方法

予約制になっていますので、それぞれのセンターにあらかじめご相談ください。

| 施設名 | 名古屋北歯科保健医療センター | 名古屋南歯科保健医療センター |
|---------------|--------------------------------|------------------------|
| 所在地 | 北区平手町1丁目1-5 (クオリティライフ21城北内) | 南区弥次エ町五丁目12-1 |
| 電話番号 (FAX) | 915-8844 (915-8844) | 611-8044 (825-4340) |
| 開設日 | 毎週火～土曜日 | 毎週火～土曜日 |
| 開設時間 | 午前9時～午後5時 | 午前9時～午後5時 |